

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合
から脱退することに伴う財産処分について

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退することに伴う退職手当支給事務にかかる財産処分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、別紙のとおり関係地方公共団体と協議のうえ定めることを関係地方公共団体と協議することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 24 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合
から脱退することに伴う財産処分に関する協議書

令和5年9月30日をもって佐野地区衛生施設組合が栃木県市町村総合事務組合から脱退するため、栃木県市町村総合事務組合の共同処理する事務のうち退職手当支給事務にかかる財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、下記のとおり定める。

記

栃木県市町村総合事務組合は、栃木県市町村総合事務組合負担金等条例（平成18年組合条例第21号）第10条第1項の規定により、佐野地区衛生施設組合が、栃木県市町村総合事務組合において退職手当支給事務を共同処理することとなった日から当該事務を共同処理しないこととなった日までの間に納付した一般負担金、特別負担金及び納付金の総額と、事務費に相当する金額として一般負担金の算定の基礎となった給料月額総額に $\frac{0.85}{1000}$ を乗じて得た額に相当する額及び当該期間に支給した退職手当の総額の合計額との差額を佐野地区衛生施設組合に還付するものとする。

令和5年 月 日

鹿沼市長 佐藤 信

